

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

平成27年3月30日規則第56号

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第

1条第2号に掲げる規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いにおいては、期間の定めのあるものは、引き続いた大阪市での期間を含むものとする。